

第1日

平成25年5月1日（水）

午前10時零分開会

○議長（手嶋源五君） これより、平成25年第2回朝倉市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は20名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。

本臨時会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、お手元に配付いたしております会期日程表のとおり、本日1日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

5番 稲富一實議員

6番 中島秀樹議員

を指名いたします。

これより、議案等の上程を行います。

本日、市長から議案3件の送付を受けました。

これを上程し、提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） 本日ここに、平成25年第2回朝倉市議会臨時会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本臨時会では、専決処分について3件の議案を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、第45号議案朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分及び第46号議案朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、朝倉市税条例及び朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、

御報告申し上げ、承認を求めるものであります。

第47号議案訴えの提起に係る専決処分につきましては、朝倉市住宅新築資金等貸付金に係る債権の消滅時効を中断させ、債権回収を図るため貸付金返還請求の訴えを提起するに当たり、迅速な対応が必要であるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、承認を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(手嶋源五君) 補足説明があれば承ります。

なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

議案等考案のため、暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時5分再開

○議長(手嶋源五君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案等の質疑を行います。

質疑は、申し合わせにより、同一議題について3回までとなっております。

御了承願います。

それでは、第45号議案専決処分について(朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定について)を議題といたします。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第46号議案専決処分について(朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)を議題といたします。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第47号議案専決処分について(訴えの提起について)を議題といたします。質疑はありますか。1番鹿毛哲也議員。

○1番(鹿毛哲也君) 今回の専決処分の部分なんですけども、訴えの提起というふうなことで専決にしたというふうな理由でございますが、時効到達分で約800万円がもしかしたら消滅するかもわからないというふうなことを聞いております。それで、こういうふうな事例がほかにもあるのかというふうなことも含めて、専決にしないでじっくりデータを出していただいてそしてその後でやるというふうなことができなかったのかどうか、そのあたりをお伺い

たします。

○議長（手嶋源五君） 人権・同和対策課長。

○人権・同和対策課長（養父英輔君） お尋ねの件でございますが、それぞれ借り受けの状態、それから返済の状態はそれぞれの案件で個々いろいろな状況がございます。借受人が亡くなってあったり、その相続人がおられたりとか、いろいろな状況がございますので、こういった案件がほかにあるのかと言ったら何件かはございます。もちろん随時処理をしてくれておる訳ではございますが、今回の案件につきましては、先ほどおっしゃいましたように、時効到達案件として800万円の時効の可能性があるということですが、少し説明を申し上げますと債権残として1,000万円残っておりまして今手続きをすれば200万円ほどは確保できる、裁判上確保できる。で、残りについては800万円が残るわけですが、相手方が時効援用といいまして、もうすでに時効が来ている分があるんじゃないかという申し立てをされた場合は800万円が時効到達という形になります。時効援用の申し立てがなければ、1,000万円そのものが債権として確定ができるという形になりますので、そのあたり、裁判という形をとらないと、そういった形がとれないということで、今回裁判の訴えの提起を行うものでございます。それと併せまして、時効に対する考え方なんです、今回の場合は専決処分をなぜしたかということになりますと、借受人の住所が…、ずっと行方不明でありまして、その間、ほかの者から徴収というか、関係者からわずかずつですが徴収していたという関係がございまして、それでは先ほど申し上げました時効という考え方から言うと、本人とのやり取りでないと、時効要件に満たないということがありましたので本人に12月に催告書を送付をさせていただきました。そういった流れの中で本人とのやり取りをずっといろいろ模索をしたり工夫をしておったんですけど、本人からの返事がないということで、もう裁判に訴えるしかないということで4月に弁護士に相談して裁判を起こそうと。それと併せまして早急に手続きをしないと本人がまた住所を変ったりとかいう問題がでてきたら非常にややこしく、またその問題も出てきますので、今回は専決という形が一番ふさわしいだろうということで判断をさせていただいて手続きを進めさせていただいたところでございます。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） そのことは十分わかっているんですが、やはり私たちは市民の代表として説明責任が出てくると思うんですね。800万円が消滅時効になる可能性が高いということであればですね、何をしようのかというふうな声が私たちにも入ってくるわけでございます。ですから、そうなる前に対処していくべきだと思うんですが、そのあたりの考え方と、ほかにこのような

大きな額を抱えているような案件があるのかどうかをお尋ねします。

○議長（手嶋源五君） 人権・同和対策課長。

○人権・同和対策課長（養父英輔君） 今回の場合は先ほど申しあげましたように借受人と支払者が違っておるという案件でございますが、そういった案件はほかにも何件かはございます。いろんな場合がありますが、そういった部分については、まずこれまでの整理としましては、昨年度に一斉に関係者の戸籍をもう一回洗い出しをしました。そういった関係でどこまで求めることができるのかということも含めまして、弁護士と十分に相談をしながら時効の調査を行っているところでございます。時効の時期というのがそれぞれ到達時期とも違いますので、そういった関係性も十分洗い出しながらですね、一件一件こういったケースについてはどういった処理になるかということをおと十分に相談しながら進めておるところでございますので、先ほどご質問のあったほかにもあるかといったら、もちろん若干そういった案件が出てくるとお思いますのでそういった案件についてはその都度今後は相談しながら、最終的に必要であれば、また裁判という形もあり得るかなということをお進めていきたいというふうには考えています。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 1番鹿毛哲也議員。

○1番（鹿毛哲也君） 3月の議会で固定資産税が1.5になるというふうなことを可決したばかりで、このようなことが出てくると、やはり1億何千万円かの財源をつくらないかんというふうなことで議会も賛成した訳ですから、ぜひこの件についてももしっかり対応されて、やっぱり少しでも財源確保されるようお願いをいたします。

○議長（手嶋源五君） 答弁はいいですか。ほかに。なければ、以上をもって、議案等の質疑を終了いたします。

次に、議案等の委員会付託を行います。

付託区分については、お手元に配付の付託表のとおりであります。御了承願います。

常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時13分休憩

午前11時35分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会付託中の議案について、別紙配付のとおり、審査結果報告書が提出されました。

よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、環境民生常任委員会に付託していた第45号議案ほか2件を議題と

し、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

(環境民生常任委員長 村上百合子君登壇)

○環境民生常任委員長(村上百合子君) ただいま議題となりました第45号議案ほか2件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について、簡潔に御報告いたします。

それでは、第45号議案専決処分について(朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定について)であります。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が平成25年3月31日に公布され、平成25年4月1日から施行されることに伴い、朝倉市税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求められているものであります。

執行部の説明によりますと、今回の改正の主なものといたしましては、平成25年から復興特別所得税が課税されることに伴い、個人住民税のふるさと寄付金税額控除について、復興特別所得税額分を上乗せした額相当分を控除できるようにするもの。国税の見直しにあわせ延滞金の利率を引き下げるもの。消費税率の引き上げに伴う影響を平準化するため、個人住民税の住宅ローン控除の対象期間を4年間延長するとともに、平成26年4月1日から、一定の所得税住宅ローン控除適用者について、所得税から控除しきれなかった額を個人住民税から控除する限度額を引き上げるもの。大規模地震発生時の滞在者等の安全確保や水、飲料等を備蓄するための倉庫に係る固定資産税等の課税標準の特例割合を3分の2とするもの。などであります。

本委員会といたしましては、本件は法令の改正に伴うものであり、その内容を了とし、全員異議なく、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、第46号議案専決処分について(朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)であります。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が平成25年3月31日に公布され、平成25年4月1日から施行されることに伴い、朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定により報告し、承認を求められているものであります。

執行部の説明によりますと、改正の主な内容といたしましては、国民健康保険の被保険者であった者が、後期高齢者医療制度へ移行する場合の国民健康保険税の軽減措置を判定する算定の特例を恒久化するものと、二人世帯のうち一人が後期高齢者医療へと移行する場合の世帯割額を5年間2分の1にする措置

に加え、さらに3年間は軽減割合を4分の1として延長するものであります。

本委員会といたしましては、本件は、法令の改正に伴うものであり、その内容を了とし、全員異議なく、原案のとおり承認すべきものと決しました。

最後に、第47号議案専決処分について（訴えの提起について）であります。

本件は、住宅新築資金等貸付金に係る債権の消滅時効を中断させ、債権回収を図るため貸付金返還請求の訴えを提起するに当たり、迅速な対応が必要であるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求められているものであります。

執行部の説明によりますと、本件にかかる借受人の所在は長年不明であり、借受人本人に対する請求は10年以上行われていないとのことでありました。所在調査の結果、昨年11月に、住所が判明し、借受人本人に対し4回にわたり催告書を発送しているとのことでありました。この訴えの提起を行うことで、借受人に対し滞納額全額を請求することに加え、平成14年12月以降の償還分については時効の期間を経過していないことを明確にし、債権の回収を行おうとするものであります。

本委員会といたしましては、専決処分を行った理由について問いただしたところ、この借受人が住所を過去10年で4回も移動していることや、催告書の有効期限が今年6月までであることなどをふまえ、弁護士に相談した結果、早急に訴えを起すべきとなったとのことなどでありました。また、今後、このような滞納問題に対しては、個別の対応も必要であるため、その対処方法を協議し、迅速に対応していただくよう要望し、全員異議なく、原案のとおり承認すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論であります。何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げて、報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 村上百合子君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第45号議案専決処分について（朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。

よって、第45号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第46号議案専決処分について(朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。

よって、第46号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第47号議案専決処分について(訴えの提起について)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。

よって、第47号議案は原案のとおり承認されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前11時44分休憩

午後1時33分再開

○議長(手嶋源五君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

それでは、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、総務文教常任委員会委員に、

堀尾俊浩議員 浅尾静二議員 桑野博明議員 村上百合子議員

平田梯子議員 草場重正議員 手嶋源五議員

以上7名を、

環境民生常任委員会委員に、

半田雄三議員 今福勝義議員 柴山恭子議員 田中保光議員
大庭きみ子議員 富田栄一議員 梶原康嗣議員

以上7名を、

建設経済常任委員会委員に、

鹿毛哲也議員 稲富一實議員 中島秀樹議員 田中哲也議員
手嶋栄治議員 実藤輝夫議員

以上6名を、それぞれ指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員を、それぞれの常任委員会委員に選任することに決しました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午後1時34分休憩

午後3時5分再開

○議長(手嶋源五君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、

中島秀樹議員 浅尾静二議員 柴山恭子議員
田中保光議員 桑野博明議員 田中哲也議員

以上、6名を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6名を議会運営委員に選任することに決しました。

あらかじめお伝えします。

本日の会議は、時間の都合で午後8時まで延長いたします。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午後3時6分休憩

午後4時44分再開

○議長(手嶋源五君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ここでお知らせいたします。午前中の環境民生常任委員長の報告の中で地方税法等の一部を改正する法律の公布日を平成25年3月30日と致すべきところを

3月31日と報告いたしましたので訂正したい旨の申出がございました。これを許可いたしております。

お諮りいたします。

甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議員の選挙、甘木・朝倉・三井環境施設組合議会議員の選挙、及び久留米市外3市町高等学校組合議員の選挙を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。

よって、以上3件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議員の選挙を行います。

本件は、当組合理約第5条の規定により行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にて行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

お諮りいたします。

指名は議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員に、

鹿毛哲也議員 半田雄三議員 稲富一實議員 浅尾静二議員

富田栄一議員 桑野博明議員 梶原康嗣議員 手嶋源五議員

以上、8名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議長において指名いたしました8名を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8名が甘木・朝倉広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

次に、甘木・朝倉・三井環境施設組合議会議員の選挙を行います。

本件は、当組合同規約第5条の規定により行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にて行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によるものと決しました。

お諮りいたします。

指名は議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、甘木・朝倉・三井環境施設組合議会議員に、

中島秀樹議員 田中保光議員 大庭きみ子議員 平田梯子議員

田中哲也議員 梶原康嗣議員 手嶋源五議員

以上、7名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議長において指名いたしました7名を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました7名が甘木・朝倉・三井環境施設組合議会議員に当選されました。

次に、久留米市外3市町高等学校組合議会議員の選挙を行います。

本件は、当組合同規約第5条の規定により行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にて行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

お諮りいたします。

指名は議長において指名することといたしたいと思います。これに御異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは、久留米市外3市町高等学校組合議会議員に、

堀尾俊浩議員 草場重正議員

以上、2名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議長において指名いたしました2名を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました2名が久留米市外3市町高等学校組合議会議員に当選されました。

ただいままでの選挙で当選された方々が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、委員会条例第36条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

閉会中の継続調査の申し出を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査の申し出を日程に追加し、議題とすることに決しました。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上をもって、本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。

これにて、平成25年第2回朝倉市議会臨時会を閉会いたします。

午後4時51分閉会